

診療放射線技師法改正の概要と動向

法改正の経緯と影響、
求められる対応

企画協力：上田克彦 公益社団法人日本診療放射線技師会会長
児玉直樹 公益社団法人日本診療放射線技師会副会長

医師の働き方改革に向けて、診療放射線技師法が改正され、2021年10月1日に施行されます。これにより、「RI検査のために、静脈路を確保し、RI検査医薬品を投与する行為、投与終了後に抜針及び止血する行為」などの業務が可能となります。さらに、省令改正によって診療放射線技師の業務が拡大します。そこで、特別企画では、法改正の経緯や内容、業務範囲の拡大に対する医療機関や養成機関の対応を整理し、求められる診療放射線技師像を浮き彫りにします。

診療放射線技師法改正の概要と動向

法改正の経緯と影響、
求められる対応

I 診療放射線技師法改正により 求められる診療放射線技師像

上田 克彦 公益社団法人日本診療放射線技師会会長

医師の働き方改革を背景に、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が2021年5月21日に成立し、その一部である診療放射線技師法も改正されて10月1日には施行されることになった。この法令改正では、医師のタスク・シフト/シェア（以下、タスクシフト）と銘打った診療放射線技師の業務拡大が実施される。このタスクシフトは、診療放射線技師だけでなく、臨床検査技師、臨床工学技士においても関係法令の改正が行われ、「診療の補助」として各医療技術者の業務拡大が認められた。

診療放射線技師の業務拡大は、以下の6項目が挙げられる。

- (1) 造影剤を使用した検査やRI検査のために、静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針および止血を行う行為
- (2) RI検査のために、RI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為
- (3) 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、動脈に造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為
- (4) 下部消化管検査（CTコロノグラフィ

検査を含む）のため、注入した造影剤および空気を吸引する行為

- (5) 上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為
- (6) 医師または歯科医師が診察した患者について、その医師または歯科医師の指示を受け、病院または診療所以外の場所に出張して行う超音波検査
また、現行法令にて実施可能な業務においてもタスクシフトのために特に推進する業務として、IVRにおける医師の補助などの業務が示された。これらは法令改正